

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	39 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	38 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 11 月から 39 年 3 月までの期間及び 50 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①について、私は、町内会のお知らせで国民年金のことを知り、妻が夫婦の加入手続をした。夫婦二人分の保険料を一緒に納付しているのに、私の保険料だけ未納とされていることは納得できない。

申立期間②について、妻が夫婦二人分の保険料を、毎回、金融機関で納付しており、未納となることは考えられない。

納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 38 年 8 月 16 日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人及びその妻が所持する国民年金手帳は、いずれも同年 8 月 14 日に発行されていることから、申立てのとおり、夫婦一緒に加入手続を行ったことがうかがえる。

また、申立人の妻は、申立期間①の保険料を納付していることがオンライン記録によって確認できるところ、申立人及びその妻の所持する国民年金手帳を見ると、当該期間に続く昭和 39 年 4 月から 43 年 9 月までの保険料については、検認印の日付から、納付期限内に夫婦同日に納付していることが確認できることから、申立人のみが未納とされていることは不自然である。

申立期間②について、申立人は、申立人の妻が金融機関で保険料を納付していたと述べているところ、申立人の妻が保管する領収書から、申立期間②の直前に当たる昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの保険料は、同年 6 月 27 日

に住所地近くの銀行でまとめて納付していることが確認できる。

また、申立期間②に続く昭和 50 年 4 月から 58 年 3 月までの保険料は、申立人及びその妻の国民年金被保険者台帳によると、夫婦共に、いずれの年度についても 1 年分の保険料を前納していることが確認でき、申立人及びその妻は、納付書が手元に届くと、納付することができる期間の保険料をまとめて納付していたことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間②の前後を通じて住所地に変更は無く、自営の飲食店経営を続けているなど生活状況に大きな変化は無いものとみられ、当該期間は 3 か月と短期間であることを踏まえると、当該期間のみ保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 33 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日
平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、33 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 61 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日
平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、61 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 47 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日
平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、47 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 31 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日
平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、31 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 41 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日
平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、41 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 11 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日
平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、11 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 14 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日

平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、14 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 42 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日
平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、42 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 34 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日

平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、34 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 38 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日
平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、38 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 24 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日

平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、24 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 31 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日
平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、31 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 45 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日
平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、45 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 45 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日
平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、45 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 39 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日

平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、39 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 36 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日
平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、36 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 36 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日
平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、36 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 38 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日
平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、38 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 34 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日
平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、34 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 34 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日

平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、34 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 36 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日
平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、36 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 29 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日
平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、29 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 13 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日
平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、13 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 32 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日

平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 26 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日
平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、26 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 25 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日

平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、25 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 26 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日
平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、26 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 27 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日
平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、27 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 31 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日

平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、31 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 30 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日
平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、30 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 15 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日
平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 15 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日

平成 18 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している賞与台帳により、申立人は平成 18 年 12 月 1 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年8月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、37年9月は1万4,000円、同年10月から38年7月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月12日から38年8月10日まで
私は、昭和37年4月にA社に入社し、38年8月に退職するまで継続して勤務していた。

厚生年金保険の加入記録は、昭和37年4月3日から同年9月12日までの加入月数5か月となっているが、納得できない。

私の在籍を証明する同僚がいるので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

同僚から提出されたA社における申立人の在籍を証明する書類及び同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間において、同社に申立期間前から継続して勤務していたことが推認できる。

また、同僚は、「申立人と同じ課に勤務していた。昭和37年の年末に先輩が退職した後、私と申立人の二人で、数か月間、課の業務を行っていた。」と証言している上、申立人は、申立期間である37年から38年までの間に退職した同僚の名前及び退職時期等、事実経過を具体的に供述している。

さらに、申立人は、「昭和38年8月のお盆の直前にA社を退職し、数日後に転職した。」と主張しているところ、申立人の在籍期間を証言している同僚からは、「申立人は、A社において、少なくとも1年半程は勤務していた。」旨の証明書が提出されており、両者の証言はおおむね一致している。

加えて、A社の複数の同僚に聴取したところ、従業員からの希望により厚生年金保険の資格を喪失させることは無かったとの証言が得られたとともに、複数の同僚が記憶する自身の退職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日はおおむね一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年9月及び同年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、37年9月は1万4,000円、同年10月から38年7月までは1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し、行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年11月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,900円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月28日から22年2月7日まで
② 昭和23年11月1日から同年12月1日まで

私は、昭和21年11月28日からC社D営業所に勤務していたのに入社当時の年金記録がないのはおかしい。また、同営業所からB支店に転勤した際の1か月が空白になっており、保険料も給料から引かれていたと思うので欠落部分について調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、事業主からの回答及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人がC社（現在は、A社）に継続して勤務し（昭和23年11月1日にC社D営業所からA社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和23年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3,900円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、事業主が、申立人はC社に昭和21年11月28日から見習いとして勤務し、22年1月1日からは正社員として勤務していたとしていることから、申立期間①において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人と同じ課に勤務していた同僚は、入社時に総務担当者から3か月程度の試用期間が有ると言われたとしており、社会保険事務所の記録において、当該同僚の厚生年金保険の資格取得日は自身の記憶する入社日のおおむね3か月後の日付が記録されていることから、同社は入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

また、申立期間①において、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、整理番号の欠番は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和38年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月21日から39年10月21日まで

A社勤務期間中の厚生年金保険被保険者記録に空白があるが、本社からB工場へ転勤しただけなので資格を喪失することはないと思う。調査して記録を訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場からの提出書類及び同僚の証言から、申立人が、同社に継続して勤務し（昭和38年11月21日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和39年10月の社会保険事務所（当時）の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「昭和38年11月に、申立人がB工場に赴任したときに事務連絡ミスがあり、本社での資格喪失日を同年11月21日と届け、B工場での資格取得日を39年10月21日と届けたことにより11か月の空白期間が生じた。」としていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る38年11月から39年9月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月31日から同年4月1日まで

A社に、平成8年3月31日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が同年3月31日になっている。

事業主が届出誤りを認めているので、資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成8年分賃金台帳兼所得税源泉徴収簿及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が同事業所に平成8年3月31日まで勤務し、同年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された申立人の平成8年分賃金台帳兼所得税源泉徴収簿の保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったと認めていることから、事業主が平成8年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 57 年 3 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の A 社 B 営業所における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 56 年 2 月から同年 9 月までの期間は 34 万円、同年 10 月から 57 年 2 月までの期間は 38 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月 21 日から 57 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 12 月ごろ、A 社に入社してから平成 13 年 6 月に退職するまで、継続して勤務しており、途中で退職、再入社をした覚えはない。転勤した時に手続の不備があったと思われる。給与明細書の写しを提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 基金から提出された「加入員適用記録照会」の記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間に A 社 B 営業所に継続して勤務していたことが認められる上、申立人の所持している給与明細書から、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、同基金の記録によると、申立人が昭和 57 年 3 月 1 日に、A 社 B 営業所を転出し、同日に同社本社へ転入となっていることが確認でき、同基金の加入期間に欠落はない。

さらに、同基金の担当者は「当時の届出書は複写式であり、事業所が厚生年金基金に提出したものと同一内容の届出書を社会保険事務所及び健康保険組合にも提出していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、A 社 B 営業所が昭和 57 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、同基金の記録から、昭和 56 年 2 月から同年 9 月までの期間は 34 万円、同年 10 月から 57 年 2 月までの期間は 38 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和35年10月1日）及び資格取得日（36年8月10日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から36年8月10日まで

私は、昭和33年9月にA社B支店に入社し、同支店の一部が35年10月1日にC市に移転したことに伴い、同日にC市に異動したが、38年4月に退職するまで、同社に継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、A社B支店において、昭和33年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、35年10月1日に被保険者資格を喪失後、36年8月10日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録は見当たらない。

しかし、A社B支店及び同社C営業所で勤務していた複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務したことが認められる。

また、申立人は、昭和35年10月ごろにA社B支店の機能の一部がC市に移転することに伴い、自身も異動したと主張しているところ、同社B支店D営業所に勤務していた同僚は、申立人と同時期にC市に異動したとしているものの、同社B支店D営業所における被保険者記録は途切れることなく継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、勤務地はC

市であったと認められるが、A社B支店の厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社して一緒にC市に転勤した同僚の標準報酬月額の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に全喪しており、事業主に確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年10月から36年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで
昭和 47 年 7 月に、A 市役所で国民年金の加入手続と併せて保険料免除の申請を行った。年金手帳は免除を申請したことからその場では交付されず、49 年 1 月 8 日に市役所でオレンジ色の年金手帳を受け取った。免除の記録が漏れているようなので、調査の上、訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 7 月に A 市役所において、国民年金の加入手続と同時に保険料免除の申請を行ったが、年金手帳が交付されなかったため、49 年 1 月 8 日に同市役所へ出向き、現在所持しているオレンジ色の年金手帳を受け取ったと主張している。

しかし、A 市役所に確認したところ、年金手帳は加入時に交付し、預かることは無かったとしている。

また、申立人が年金手帳を受け取ったとする昭和 49 年 1 月はオレンジ色の年金手帳は使用されていなかった時期であり、申立人の記憶には申立期間当時の取扱いと相違する点が見受けられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和 49 年 1 月 8 日と記録されており、その時点で 20 歳にさかのぼって資格取得していることや、これ以前に国民年金手帳記号番号の払出しは確認できないことから、同年 1 月 8 日の払出しが初めての加入であったと推認でき、この時点で申立期間は過年度の期間となることから、当該期間に係る国民年金保険料の免除申請を行うことはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 770

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から平成元年 3 月まで

私は、20 歳になったのを契機に、母親が事業主となっている A 社の事務担当をしていた伯母の勧めで国民年金に加入し、保険料を納付し始めた。国民年金の保険料は、口座振替となるまで伯母が集金人に納付してくれていた。昭和 58 年ごろ、私が B 組合の役員をしていた時に国民年金基金加入推進活動を行う際に第三者の立会いの上で、私の国民年金保険料の納付実績を確認したと記憶している。

申立期間当時の母親の確定申告書にも国民年金の保険料額が記載されているので、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 54 年に国民年金に加入したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 8 月 20 日に職権適用により払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はこのころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が提出した昭和 57 年から 62 年までの申立人の母親の確定申告書の社会保険料控除欄には国民年金の支払保険料としての記載があるが、各年ともそれぞれ一人分の年間の国民年金保険料に近似する金額が記載されていることから、これらの確定申告書によって、申立人の母親の国民年金保険料以外に申立人の国民年金保険料が納付されていたとまでは言い難い。

さらに、C 市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「S 63 2 / 23 保険料納付について説明訪問」との記載があることを踏まえる

と、この時点まで国民年金保険料が納付されていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、昭和 58 年ごろに、B 組合の国民年金基金加入推進活動を行う際に、申立人の国民年金保険料の納付実績を確認したと主張しているが、同組合の職員によると、「国民年金基金が実施されたのは平成 3 年のことであり、国民年金基金加入推進活動を行ったのは 5 年ごろであった。」との証言が得られたことから、申立人の国民年金保険料の納付実績の確認を行った時期が異なっており、申立内容とは符合しない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 771

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 61 年 5 月の結婚を契機に国民年金に加入した。国民年金の加入手続や保険料の納付については、義母の経営する A 社の事務を担当していた義伯母に一任しており、義母と夫の保険料とともに納付されているはずである。未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 5 月 16 日に払い出されており、これは結婚を契機に国民年金に加入したとする申立人の主張と符合するが、その後の保険料の納付については、義母の経営する A 社の事務を担当していた義伯母に一任しており申立人は直接関与していないため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が提出した昭和 60 年から 62 年までの申立人の義母の確定申告書の社会保険料控除欄には国民年金の支払保険料としての記載があるが、各年ともそれぞれ一人分の年間の国民年金保険料に近似する金額が記載されていることから、これらの確定申告書によって、申立人の義母の国民年金保険料以外に申立人夫婦の国民年金保険料が納付されていたとまでは言い難い。

さらに、B 市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「S 63 2 /23 保険料納付について説明訪問」との記載があることを踏まえると、この時点まで国民年金保険料が納付されていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月ごろから9年4月10日まで
平成8年1月ごろから1年半ほど、夜間の警備の仕事をしていた。給与はA社から支給されていたが、その間の厚生年金保険被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が勤務の内容について具体的な記憶を有していることから、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業所の保管する社会保険加入者台帳に申立人の氏名は無い上、申立人が所持している給与明細書においては、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所における厚生年金保険の適用状況について、申立期間に在籍した従業員に照会したが、これを確認することはできない上、申立人は、申立期間において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月25日から28年2月1日まで

私は、昭和26年4月にA社に正社員として入社してから、28年5月に退社するまでの間、途中で辞めることなく継続して勤務してきた。在籍中は、仕事内容や給料の額などに変化は無く、給与から保険料が控除されていたはずである。空白となっている17か月間について、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における当時の業務内容に関する申立人の申立内容及び申立人が記憶する複数の同僚は申立期間に厚生年金保険被保険者であったことなどから判断して、申立人が、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間前後にA社において厚生年金保険被保険者であった10人の被保険者記録を調査したところ、昭和26年9月25日に資格喪失し、28年2月1日に資格取得している者が申立人を含めて3人認められ、同事業所の事業主は、これらの者について厚生年金保険の資格を一時期喪失させていたことがうかがえる。

また、申立人以外の厚生年金保険の資格が一時期喪失している者は、いずれも既に死亡していることから、申立期間当時の状況を把握することができず、また、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先の判明した同僚2人に照会しても、申立人の保険料控除の状況をうかがわせる証言を得ることができない。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認することができず、申立人も当時の給与明細書等の資料を所持していないため、申立人の申立期間における給与からの

厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見受けられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の氏名等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで
② 昭和 43 年 12 月 1 日から 47 年 5 月 14 日まで

私は、昭和 36 年 7 月に A 社に入社してから 56 年 3 月に退職するまで、継続して勤務していた。同社は、父の経営する会社で、私は次期社長という立場で勤務していた。したがって、退職と入社を繰り返すなど考えられず、申立期間について勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、時期は特定できないものの一部の期間については、同僚の証言から判断して、A 社に勤務していたことは推認できるが、同社に係る申立人の父親（申立期間当時の A 社の経営者）の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 37 年 4 月から申立人は父親の被扶養者であったことが確認できる上、申立人も「当時、学校へ通っていたかもしれない。」としている。

申立期間②については、複数の同僚の証言から、申立人が当該期間において A 社に勤務していたことは認められるものの、雇用保険の加入記録における離職日は昭和 43 年 11 月 30 日（雇用保険の資格喪失日は、離職日の翌日）となっており、厚生年金保険の記録と一致している。

また、A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は昭和 37 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 6 月に健康保険証を返納していること、及び 39 年 5 月 1 日に資格を再取得し、43 年 12 月 1 日に再び資格を喪失、同年 12 月に健康保険証を返納していることが確認できる。これらのことについて、申立人は、いずれも健康保険

証を事業主に返納した覚えはないとしているところ、仮に申立人の主張どおり健康保険証が社会保険事務所（当時）に返納されずに使用された場合、社会保険庁（当時）が、健康保険被保険者として記録されていない申立人に対して、申立期間①の 23 か月及び申立期間②の 41 か月という長期間にわたり健康保険の給付を行い続けるとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。